

令和2年7月4日
 クリーンセンター連絡協議会
 浅川清流環境組合

比較表

環境保全基準	公害防止協定（案）
1. 目的 総則	前文 目的、理念等
2. 処理対象ごみ 3市の一般廃棄物（災害ごみ含）及び多摩 地域広域支援の廃棄物	第1条 処理対象ごみ （1）3市の一般廃棄物（災害ごみ含）、多摩地域 広域支援および <u>その他の支援要請による廃棄物</u> の受入れ （2） <u>処理不適物は受け入れない</u> （3） <u>事前及び事後の報告</u>
3. 環境対策 （1）公害防止基準値 （2）要監視基準値および運転基準値 （3）環境基準値超過時の対応 （4）点検整備	第2条 環境対策 1. 公害防止基準 2. 要監視基準、運転基準 3. 公害防止基準値超過時の運転停止及び再開
4. 環境の監視 （1）環境測定項目 （2）抜き打ち検査	第3条 環境の監視 1. 環境保全計画の作成 2. 抜き打ち検査 3. <u>立ち入り検査</u>
5. 情報の発信 （1）SPCのWebサイト （2）運転情報（公害防止情報表示盤）	第4条 情報の発信 1. <u>維持管理情報のCC協議会への報告</u> 2. 維持管理情報の公表 3. 運転情報の公表（公害防止情報表示盤） 4. <u>CC協議会へ専門家のオブザーバー参加要請</u>
6. 車両対策 走行ルート	第5条 車両対策 1. <u>走行マナー、教育</u> 2. ごみ収集車の走行ルート 3. その他の車両の走行ルート 4. <u>その他</u>
7. 周辺環境対策 一部の道路の定期清掃	第6条 周辺環境対策 1. 一部の道路の定期清掃 2. <u>敷地及び周辺の清掃</u>
	<u>第7条 市民要望</u> 1. <u>市民要望の解決</u> 2. <u>対応手順の作成</u> 3. <u>CC協議会への報告</u>
	<u>第8条 公害防止協定の期限</u>
	<u>第9条 協議</u>
表1 公害防止基準値 表2 下水排除基準値 表3 騒音基準値 表4 振動基準 表5 悪臭基準値 表6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値	表1 公害防止基準値 表2 下水排除基準値 表3 騒音基準値 表4 振動基準 表5 悪臭基準値 表6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値